

# 新居浜市土地開発公社

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立した。

事務所 一宮町一丁目5番1号  
新居浜市庁舎内 ☎65-1266

設立年月日 昭和48年3月8日

役員 理事 11人 監事 2人

機構  
事務局 — 総務課 2 (3)  
          — 用地課 (12)  
          — 事業課 (4)  
          局長 1

会計年度任用職員含む。( )兼任

(5.4.1 現在)

資産・負債及び資本（5.3.31 現在）

固定資産	出資金（新居浜市）	10,000,000円
流動資産	代行用地	352,947,529円
	現金及び預金	50,037,670円
資産合計		412,985,199円
負債	借入金	323,502,614円
	未払金	29,444,915円
資本	資本金	10,000,000円
	準備金	50,037,670円
負債・資本合計		412,985,199円

# 新居浜港務局

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展した。

明治以降欧米の新技术の導入により、産銅量が飛躍的に増大するとともに機械・肥料工業等の関連産業が成長し、阪神地方との船舶の往来が頻繁になった。港湾施設も漸次整備されたが、入港船舶の増加及び大型化に対処するため昭和8年から住友別子鉱山株式会社により、大規模な築港がなされた。これにより広大な工業用地、防波堤、航路、泊地等が建設され、現在の臨海部コンテナの基礎が形づくられた。

昭和17年からの第2次築港計画は、戦争の激化のため中断されたが、戦後は、石油化学コンビナートが形成され工業港として成長していった。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には新居浜市を設立母体として港湾管理者・新居浜港務局が設立された。昭和39年に東予地区が新産業都市に指定されたため、多喜浜地区の塩田跡地と公有水面埋立てにより、約200haの工業用地造成が計画された。

これに伴い、昭和41年に新居浜港港湾計画を策定、その後、昭和47年に垣生工業団地造成を計画するとともに、昭和56年に港湾計画を改訂し、東港地区のフェリー岸壁とそれに伴う関連施設が昭和63年3月末に完成、同年4月から阪神間に定期航路が開設された。さらに、平成11年3月には、垣生第3、4岸壁が完成し、新居浜港に対する要請に応じてきた。また、海洋レクリエーション需要の増大に対応するため新居浜マリーナを建設、平成8年4月からハーバー施設などの供用を開始し、平成17年3月末でマリーナの全ての整備を完了した。

現在は、平成11年に改訂された港湾計画に基づき整備を行っており、平成19年には地域の環境保全のための廃棄物処分場の整備を完了した。また、平成25年11月には、大規模地震時に防災機能を構築するための耐震強化岸壁の全面供用を開始した。

事務所 繁本町3番5号

☎65-1350

設立年月日 昭和28年12月1日

## 1 港湾管理体制

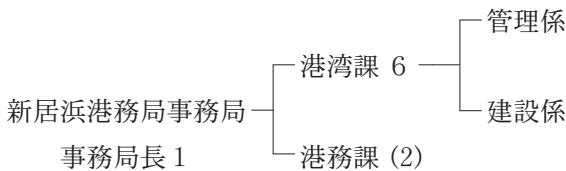
新居浜港は、主として民間企業の手によって開発されたため、昭和28年まで港湾管理者は設立されていなかったが、市と住友金属鉱山株式会社との交渉の結果、昭和28年に港湾管理者として新居浜港務局が設立され現在に至っている。

港務局委員会は委員7人で構成されているとともに、港務局には監事3人をおくこととされている。

委員のうち、2人は新居浜市から、1人は学識経験者から、2人は従前の維持管理者の推薦する者の中から、残りの2人は最大の荷主が推薦する者の中から、また監事1人は市から、1人は愛媛県から、他の1人は従前の維持管理者の推薦する者の中からそれぞれ市長が市議会の同意を得て任命する。

なお、委員会の委員長は、委員の互選で定める。

## 2 機 構



## 3 港湾区域

(昭和44年10月1日 新居浜港務局告示第7号)

御代島三角点(北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒)から0度に引いた線、大島虎崎から270度3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。

ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。

## 4 港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行った。

しかしながら、近年の経済のグローバル化の進展は、外貿物流需要の増大や船舶の大型化・コンテナ化をはじめとした輸送革新をもたらしたことから、新居浜港においても、これらに対応した物流機能のより一層の強化・充実を図ることとあわせて、地域の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模

地震時の防災機能構築等を基本方針として、平成11年8月に改訂した。

### 【新たな施設計画の概要】

#### ・本港地区

岸	壁	水深12m 1バース(延長240m)
泊	地	水深12m 面積10.3ha
防	波	延長300m
ふ	頭	用地 6.0ha
港湾関連用地		3.4ha
交通機能用地		1.2ha
廃棄物処理用地		5.3ha

#### ・東港地区

岸	壁(耐震)	水深7.5m 1バース(延長130m)
岸	壁	水深5.5m 1バース(延長100m)
泊	地	水深7.5m~5.5m 面積10.4ha
ふ	頭	用地 2.7ha

## 5 新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)

近年の海洋レクリエーション需要に対応するとともに、港湾区域内に点在するプレジャーボートを収容する施設として、新居浜マリーナが平成8年4月から供用開始した。

現在、港湾のアメニティー向上を図り、市民と港湾のふれあいの場として広く地域の人々に親しまれるよう、マリーナ背後においてキャンプ場、ふれあい広場等の緑地を提供している。

### 【マリーナの施設概要】

物	揚	場	水深2~3m	延長250m
浮	棧	橋	3基	
船	揚	場	延長55m	
防	波	堤	延長550m	
クラブハウス		1棟		
修 理 棟		1棟		
艇 庫		1棟		
マリーナクレーン		1基(25t/4.8t 2way)		

### 【緑地の施設概要】

人	口	海	浜	延長300m	親水護岸	4,591m <sup>2</sup>		
キ	ャ	ン	プ	場	12,309m <sup>2</sup>	駐 車 場	5,113m <sup>2</sup>	
ふ	れ	あ	い	広	場	3,944m <sup>2</sup>	駐 輪 場	513m <sup>2</sup>
イ	ベ	ン	ト	広	場	4,216m <sup>2</sup>	休 息 緑 地	8,393m <sup>2</sup>
多	目	的	広	場	24,918m <sup>2</sup>			

・マリーナ使用料

1 保管料

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

区分	ヨット又はモーターボート						ディングーヨット					
	浮棧橋 A、B			陸置施設			陸置施設			艇庫施設		
	年額	月額	日額	年額	月額	日額	年額	月額	日額	年額	月額	日額
14 以下							27,230	2,710	210	40,850	4,080	320
15 "	144,500	14,450	1,370	125,600	12,560	1,200	31,420	3,130	250	47,130	4,700	380
16 "	154,200	15,420	1,480	134,000	13,400	1,280	35,610	3,550	280	53,420	5,330	430
17 "	163,700	16,370	1,570	142,300	14,230	1,370	39,800	3,970	310	59,700	5,960	480
18 "	173,400	17,340	1,680	150,800	15,080	1,450	44,000	4,400	350	66,000	6,600	530
19 "	183,000	18,300	1,770	159,100	15,910	1,540	48,180	4,810	380	72,280	7,220	590
20 "	192,700	19,270	1,880	167,500	16,750	1,620	52,370	5,230	420	78,560	7,850	640
21 "	202,300	20,230	1,970	176,000	17,600	1,710						
22 "	211,900	21,190	2,060	184,300	18,430	1,800						
23 "	221,600	22,160	2,160	192,700	19,270	1,890						
24 "	235,700	23,570	2,270	205,000	20,500	1,970						
25 "	250,600	25,060	2,460	217,800	21,780	2,130						
26 "	265,800	26,580	2,560	231,200	23,120	2,240						
27 "	281,600	28,160	2,660	244,800	24,480	2,320						
28 "	297,700	29,770	2,860	258,900	25,890	2,480						
29 "	314,600	31,460	2,970	273,600	27,360	2,580						
30 "	332,100	33,210	3,060	288,700	28,870	2,660						
31 "	350,000	35,000	3,250	304,200	30,420	2,830						
32 "	368,300	36,830	3,360	320,400	32,040	2,910						
33 "	387,400	38,740	3,460	337,000	33,700	3,010						
34 "	407,500	40,750	3,660	354,300	35,430	3,170						
35 "	427,800	42,780	3,750	372,100	37,210	3,250						
36 "	448,700	44,870	3,860	390,200	39,020	3,360						
37 "	470,500	47,050	4,060	409,200	40,920	3,520						
38 "	493,100	49,310	4,150	428,600	42,860	3,600						
39 "	516,300	51,630	4,240	448,900	44,890	3,680						
40 "	534,200	53,420	4,450	471,300	47,130	3,870						
41 "	554,100	55,410	4,550	481,800	48,180	3,950						
42 "	566,100	56,610	4,640	492,300	49,230	4,040						
43 "	590,300	59,030	4,840	513,200	51,320	4,210						
44 "	602,300	60,230	4,950	523,700	52,370	4,290						
45 "	614,300	61,430	5,040	534,200	53,420	4,370						
46 "	638,500	63,850	5,240	555,100	55,510	4,560						
47 "	650,500	65,050	5,330	565,600	56,560	4,640						
48 "	662,500	66,250	5,430	576,100	57,610	4,720						
49 "	686,600	68,660	5,640	597,000	59,700	4,890						
50 "	698,700	69,870	5,730	607,500	60,750	4,990						
50フィートを超える場合	698,700円に50フィートを超える1フィートまでごとに24,100円を加算した額	69,870円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,410円を加算した額	5,730円に50フィートを超える1フィートまでごとに200円を加算した額	607,500円に50フィートを超える1フィートまでごとに20,800円を加算した額	60,750円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,080円を加算した額	4,990円に50フィートを超える1フィートまでごとに170円を加算した額						

モーターボート			
浮棧橋 D		物揚場	
年額	月額	年額	月額
78,420	6,920	57,030	5,090

- 備考 ① 艇長は、船舶検査証書に記載されている艇長とする。ただし、改造等がある場合は、別に定める。
- ② 使用料に定めのない種類の舟艇の使用料は、別に定める。
- ③ ディンギーヨットの場合で学校又は当該学校の児童、生徒等が使用するとき、陸置施設使用料は50%の額とする。
- ④ 浮棧橋D及び物揚場を使用するモーターボートの艇長は、23フィート以下とする。

## 2 研修宿泊関係

### (1) 研修室

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	会 議 室	中 研 修 室	大 研 修 室 (洋 室)	大 研 修 室 (和 室)
9時から17時まで (1時間につき)	670	760	1,680	760
17時から22時まで (1時間につき)	850	940	2,080	940

注：大研修室(洋室・和室)の半室を使用する場合の使用料は50%の額とする。

### (2) 宿泊室

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	小 部 屋		大 部 屋	
	中 学 生 以 下	高 校 生 以 上	中 学 生 以 下	高 校 生 以 上
16時から翌日9時まで	2,110	2,820	1,540	2,110

### (3) キャンプ場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
野 外 炉 及 び テ ー ブ ル	1 基 1 回 (4時間以内)	500
	延長 1 時間につき	100
テ ン ト ベ ー ス	1 張 1 回 (24時間以内)	600

注：野外炉及びテーブルの使用時間は、午前8時から午後9時までとする。

### (4) 多目的広場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
全 面 使 用 の 場 合	昼間 1 時間につき	400
	夜間 (照明施設使用) 1 時間につき	2,030
片 面 使 用 の 場 合	昼間 1 時間につき	200
	夜間 (照明施設使用) 1 時間につき	1,010

### (5) イベント広場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
電 気 及 び 水 道 を 使 用 す る 場 合	電 気 代 1 キロワットにつき	30
	水 道 代 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	200

6 港湾施設 (5.3.31 現在)

(1) 航路 (単位：m)

名称	延長	幅員	水深
第一航路	3,907	180~310	10.0～
第二航路	520	85	4.0
黒島航路	691	50	4.5
多喜浜航路	550	150	7.5
計	5,668	—	—

(2) 泊地及び船だまり (単位：㎡)

水深4.5m未満	126,348
水深4.5m以上7.5m未満	79,500
水深7.5m以上9.0m未満	309,100
水深9.0m以上	355,900
合計	870,848

(3) 外郭施設 (単位：m)

管理者名	種類							計
		防波堤	導流堤	防潮堤及び堤防	護岸	廃棄物埋立護岸	その他 (突堤・防砂堤)	
公 共		1,482	20	179	12,373	790	648	15,492
民間その他		—	—	2,100	11,831	—	759	14,690
計		1,482	20	2,279	24,204	790	1,407	30,182

(4) 公共けい留施設

岸 壁				物 揚 場		浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深2.0m以下	水深2.1m以上 4.5m未満	水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	延長	延長	バース数	延長
8	670m	3	453m	564m	931m	—	—

(5) 専用大型けい留施設

岸 壁						ド ル フ ィ ン				浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深9.0m以上		水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長
4	257m	1	80m	4	533m	11	404m	1	55m	2	88m

(6) 船舶給水施設 (公共)

名 称	供給能力	供給を受ける 船舶のけい留場所	料 金
船舶自動給水施設	12 t/時間	西 原 岸 壁	1 m <sup>3</sup> ごとに200円
給 水 栓	60 t/時間	多 喜 浜 第 2 岸 壁	〃
〃	100 t/時間	垣 生 第 1 岸 壁	〃
〃	100 t/時間	垣 生 第 2 岸 壁	〃
〃	100 t/時間	垣 生 第 3 岸 壁	〃
〃 (2 施設)	60 t/時間	黒 島 第 1 岸 壁	〃
〃	60 t/時間	黒 島 第 2 岸 壁	〃

## 7 入港船舶

### (1) 年別入港船舶

年	外航		内航		計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
30	263	2,544,675	11,796	7,688,075	12,059	10,232,750
令和元	252	2,829,907	11,774	7,528,475	12,026	10,358,382
2	251	2,506,358	11,686	7,144,597	11,937	9,650,955
3	253	2,797,696	11,848	6,923,715	12,101	9,721,411
4	262	2,920,289	11,567	6,868,223	11,829	9,788,512

### (2) 階級別入港船舶

(令和4年)

階級	種別	外航		内航		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
5GT以上	500GT未満			10,439	2,677,677	10,439	2,677,677
500GT以上	1,000GT未満	10	8,870	628	462,526	638	471,396
1,000GT以上	3,000GT未満	142	300,878	313	772,656	455	1,073,534
3,000GT以上	6,000GT未満						
6,000GT以上	10,000GT未満	41	347,639			41	347,639
10,000GT以上	30,000GT未満	27	489,735	187	2,955,364	214	3,445,099
30,000GT以上		42	1,773,167			42	1,773,167
	計	262	2,920,289	11,567	6,868,223	11,829	9,788,512

## 8 海上出入貨物

### (1) 年別取扱貨物

(単位: t)

年	外貨			内貨			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
30	133,437	2,560,649	2,694,086	3,738,530	2,284,811	6,023,341	8,717,427
令和元	93,046	2,615,766	2,708,812	3,601,173	2,172,402	5,773,575	8,482,387
2	143,706	2,515,062	2,658,768	3,371,498	1,781,454	5,152,952	7,811,720
3	113,617	2,619,141	2,732,758	3,585,619	1,911,156	5,496,775	8,229,533
4	127,306	2,683,990	2,811,296	3,179,361	2,021,607	5,200,968	8,012,264

(フェリー貨物除く)

## (2) 品種別取扱貨物量

(令和4年・単位:t)

	合計	公 共					専 用				
		計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入
合 計	8,495,804	2,390,960	0	0	979,831	1,411,129	6,104,844	127,306	2,683,990	2,526,420	767,128
農 水 産 品	麦 米 とうもろこし 豆 類 その他雑穀 野菜・果物 綿 花 その他農産品 羊毛 その他畜産品 水産品	40	40			40					
林 産 品	原木 製材 樹脂類 木材チップ その他林産品 薪 炭	599	599			599					
鉱 産 品	石 炭 鉱 産 品 金 属 鉱 砂 利 ・ 砂 石 材 原 油 りん 鉱 石 石 灰 原 塩 非 金 属 鉱 物	3,440,442 141,869 49,210 154,734 400	49,210		14,900	34,310	3,440,442 141,869 154,734 400		1,848,161 105,855 144,034	1,591,031 21,742	1,250 14,272 10,700 400
金 属 機 械 工 業 品	鉄 鋼 鋼 材 非 鉄 金 属 金 属 製 品 鉄 道 車 両 完 成 自 動 車 その他輸送用車両 二 輪 自 動 車 自 動 車 部 品 その他輸送機械 産 業 機 械 電 気 機 械 測量・光学・医療用機械 事 務 用 機 器 そ の 他 機 械	23,282 207,134 1,067,650 3,120	23,282 1,067,650 3,120		13 134,530 2,980	23,269 933,120 140		79,558		121,532	6,044



(令和4年・単位:t)

	合計	公 共					専 用					
		計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入	
化学工業品	陶磁器											
	セメント											
	ガラス類											
	窯業品	410	410		410							
	重油	58,445					58,445					58,445
	揮発油											
	その他石油	2,810					2,810					2,810
	LNG(液化天然)											
	LPG(液化石油)	41,775					41,775					41,775
	その他石油製品	1,530					1,530					1,530
コークス	59,592					59,592					59,592	
石炭製品												
化学薬品	1,543,904						1,543,904	47,748	566,140	364,383	565,633	
化学肥料	76,644	41,325		41,325		35,319		19,800	10,842	4,677		
染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	53,051	29,021		17,726	11,295	24,030				24,030		
軽工業品	紙・パルプ	71,427	71,427		42,196	29,231						
	糸及び紡績半製品											
	その他繊維工業品											
	砂糖											
	製造食品	1,062	1,062		1,062							
	飲料	13,369	13,369		2,628	10,741						
雑工業品	水	399,544	6,684		6,684		392,860				392,860	
	たばこ											
	その他食料工業品											
	が ん 具											
特殊品	衣服・身廻品・はきもの											
	文房具・運動娯楽用品											
	家具装備品											
	その他日用品											
	ゴム製品											
	木製品											
	その他製造工業品											
特殊品	金属くず	17,647	17,647		17,647							
	再利用資源											
	動植物性製造飼肥料											
	廃棄物											
	廃土砂											
輸送用容器												
取合せ品	582,574	582,574		370,241	212,333							
分類不能のもの												
フェリー	483,540	483,540		326,890	156,650							



## 9 船舶乗降人員

(単位：人)

年	区分	乗 込	上 陸	計
30		69,617	68,296	137,913
令和元		67,891	68,317	136,208
2		64,920	65,524	130,444
3		60,780	62,226	123,006
4		64,048	64,574	128,622

## 10 使用料・占用料及び土砂採取料

## (1) 港湾施設使用料

施設名	種 別	使 用 区 分	料 金		
係 船 岸 壁 物 揚 場 棧 橋	港 銭	旅客(13歳以上のもの) 1人1回につき	2.1円		
		旅客(6歳以上13歳未満のもの) 1人1回につき	1円		
	係 船 料	船舶総トン数1トンにつき、係留24時間までごとに 不定期旅客船	2.1円 2,200円		
		1 貨物1トンにつき	1 農水産品 8.8円 (8)		
		" 2 林産品 8.8円 (8)			
		" 3 鉱産品 16.5円 (15)			
		" 4 金属機械工業品 11円 (10)			
		" 5 化学工業品 11円 (10)			
		" 6 軽工業品 11円 (10)			
		" 7 雑工業品 11円 (10)			
	貨 物 通 過 料	" 8 その他製造工業品 11円 (10)			
		" 9 特殊品 8.8円 (8)			
		" 10 分類不能のもの 8.8円 (8)			
		2 フェリー貨物である車両1台につき			
大型車 長さ 8m以上		82.5円 (75)			
中型車 長さ 5m以上8m未満		55円 (50)			
小型車 長さ 5m未満	44円 (40)				
	二輪車	11円 (10)			
	自転車	5.5円 (5)			
可 動 橋	車両可動橋使用料	係留1回総トン数1トンにつき	1.5円	(1.4)	
	旅客可動橋使用料	使用1回につき	770円	(700)	
荷さばき地 及び野積場	一 時 使 用 料	舗 装 1日1平方メートル	3.7円		
		未舗装 1日1平方メートル	2.7円		
荷 役 機 械	荷役機械使用料	30分までごとに	11,790円		
船員待合所	一 般 広 告 料	広告用として指定の場所に提出、1平方メートルまでごとに 1月につき	220円		
特定使用料	構 造 物 設 置	年1平方メートルごとに	792円		
給 水 施 設	水 道 料	1立方メートルごとに	200円	(186)	
	大 口 水 道 料	(基本料金) 1月につき300立方メートルまで	53,429円	(48,572)	
		(従量料金) 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	178円	(162)	
第 一 上 屋	一 般 使 用	1日1平方メートルまでごとに	7.6円		
		許可の日から起算して15日まで 許可の日から起算して15日を超えるもの	13.1円		
	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	550円		
旅 客 上 屋	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	1,430円		

注：この表の金額の欄の( )書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

(2) 駐車場使用料及び実績

区 分				使用料 (円)	令和4年度実績	
					台数(台)	金額(円)
定期駐車 以外の駐車	渡海船専用 駐車場	1回		1台につき 220	3,681	809,820
			天候その他やむを得ない理由 により供用時間以外に駐車す るとき。	1,100	10	11,000
	中須賀 駐車場	1回	基本料金(3時間以内)	55	991	130,420
			超過料金(3時間を超え1時 間ごと)	21		
定期駐車	中須賀 駐車場	1月	普通自動車、小型自動車及び 軽自動車(積載を含め長さ5 メートル以下のもの)	2,200	560	1,232,000
			大型自動車	4,400	0	0

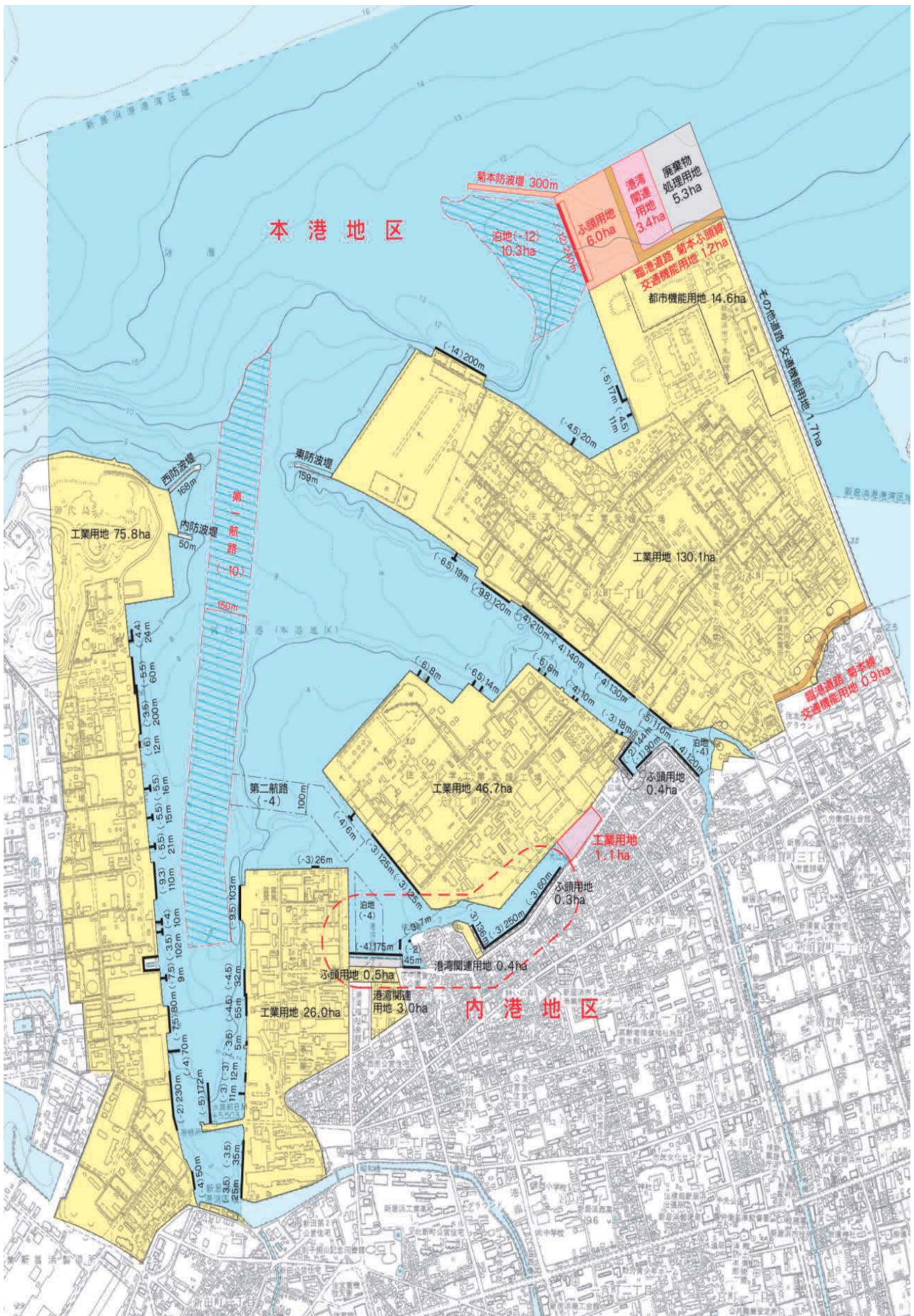
(3) 占用の使用料

工作物等の種類		使用量の単位	使用料の 単価(円)
電柱類の設置 (支線及び支柱を含む)		1月1本につき	75
送電塔		年1㎡までごとに	660
管線類 の 埋架設	内径が30cm までのもの	1月1mまでごとに	20
	内径が30cmを 超えるもの		30
看板		1月表示面積1㎡ までごとに	550
自動販売機の設置		1月1件につき	1,100
その他の工作物の設置		1月1㎡までごとに	121

(4) 土砂採取料

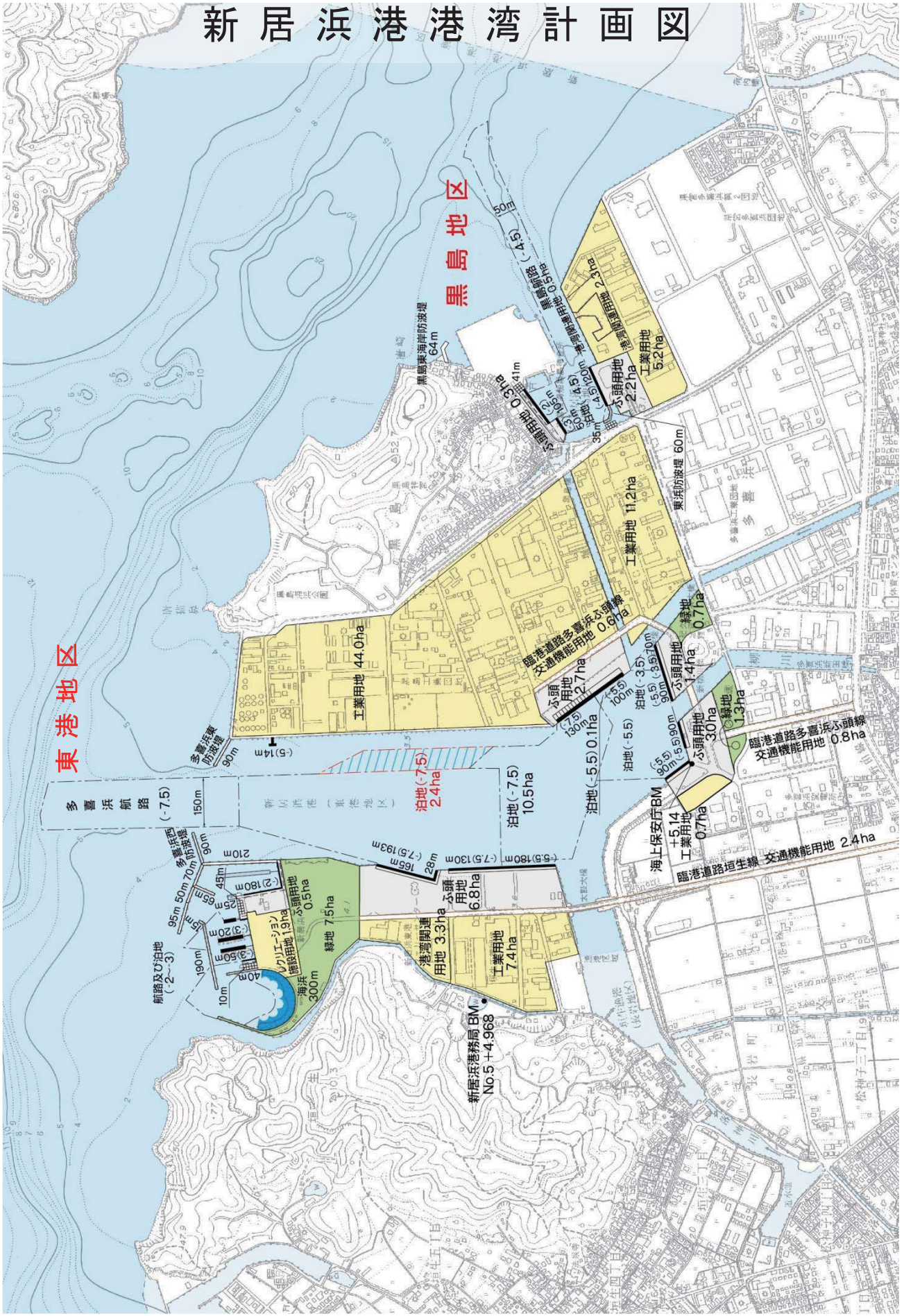
区 分	単 位	金 額(円)
土 砂	1 m <sup>3</sup> につき	33
砂 利	1 m <sup>3</sup> につき	44
栗 石	1 m <sup>3</sup> につき	44

# 新居浜港港湾計画図





# 新居浜港湾計画図



東港地区

黒島地区

多喜浜航路 (-7.5)

多喜浜防波堤 90m

新居浜港 (東港地区)

多喜浜防波堤 70m

航路及び泊地 (2~3)

95m 50m 70m

190m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

10m

クレーン

施設用地 19ha

小頭用地 0.5ha

緑地 7.5ha

300m

港湾開港

用地 3.3ha

小頭用地 6.8ha

工業用地 7.4ha

新居浜港務高BM  
No.5 +4.968

泊地(-7.5) 2.4ha

泊地(-7.5) 10.5ha

泊地(-5.5) 0.1ha

泊地(-5.5) 0.1ha

泊地(-5.5) 0.1ha

海上保安庁BM  
+5.14

工業用地 0.7ha

臨港道路多喜浜心頭線  
交通機能用地 2.4ha

緑地 0.7ha

小頭用地 1.4ha

緑地 1.3ha

臨港道路多喜浜心頭線  
交通機能用地 0.8ha

工業用地 11.2ha

交通機能用地 0.8ha

臨港道路多喜浜心頭線  
交通機能用地 0.8ha

工業用地 2.2ha

小頭用地 2.2ha

工業用地 5.2ha

工業用地 2.31ha

小頭用地 0.31ha

黒島海岸防波堤 64m

黒島防波堤 60m

東港防波堤 60m

東港防波堤 60m

東港防波堤 60m

東港防波堤 60m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m

東港防波堤 90m